

令和8年度 自然エネルギー及び省エネルギー等導入費助成 変更点【添付書類_導入機器別】

以下の添付書類について、令和8年度より変更となっておりますので、ご注意ください。※状況に応じて、追加で書類の提出をお願いする場合がございます。

	種別	申請に必要な書類	変更前	変更後	備考
導入機器別	太陽光発電システムを導入する場合	変更なし	—	—	—
	蓄電システムを導入する場合	一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が補助対象機器として認められたものであることが確認できる書類	提出が必要	提出不要	書類提出は不要ですが、SIIの補助対象機器に登録されていることが機器要件になります。
	家庭用燃料電池(エネファーム)を導入する場合	一般財団法人燃料電池普及促進協会(FCA)の指定を受けたものであることが確認できる書類	提出が必要	提出不要	書類提出は不要ですが、FCAの指定を受けていることが、機器要件になります。
	エアコンディショナーを導入する場合	変更なし	—	—	—
	屋上・屋根用高反射率塗料を導入する場合	導入場所・塗布面積が明記された図面(平面図・立面図)	導入場所・塗布面積が明記された図面(平面図・立面図)	導入場所・塗布面積が明記された平面図・立面図 (計算過程がわかるもの)	—
	窓用日射調整フィルムを導入する場合	変更なし	—	—	—
	LEDランプを導入する場合	新旧対照表などの交換後のランプの消費電力が比較できる資料	提出が必要	提出不要	実施計画書と統合したため、資料の提出は不要になりましたが、交換前のランプの情報(消費電力・台数等)は必要になります。
	上記以外のその他省エネルギー機器等を導入する場合	省エネルギー診断等の結果が確認できる次のいずれかの資料	以下の診断を受診したことが確認できる資料 ・東京都地球温暖化防止活動推進センターによる省エネルギー診断 ・一般社団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断	以下の診断を受診したことが確認できる資料 ・東京都地球温暖化防止活動推進センター(同センターに登録された地球温暖化ビジネス事業者を含む)による省エネルギー診断 ・一般社団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断 ・上記に類する診断等の報告書	—

